様式第２号（第６条関係）

|  |
| --- |
|  |
| 指令記号及び番号年　　月　　日　　　　　　　　　　　　様能代市長　　　　　　　　　　　　　　　補助金交付決定通知書　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった能代市浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり交付します。 |
| 補助金額 | 円 |  |
| 【条　　件】　１　この補助金(交付金)は、申請のあった目的以外に使用しないこと。　２　補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を廃止しようとするときは、事前にその旨を市長に届け出て承認を得ること。　３　この補助金に係る事業実績報告書を、事業完了後１０日以内又は当該年度（繰越の場合は翌年度）の３月３１日のいずれか早い日までに提出すること。　４　この補助金について、監査の必要がある場合は、関係書類の提出を求めることがある。　５　補助金の交付を受けて設置した浄化槽について、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。）第７条又は第１０条並びに第１１条の規定を遵守し、正常に機能するよう適正な維持管理をすること。６　その他能代市補助金等の交付に関する規則に従うこと。　７　上記条件を守らない場合は、補助金の一部又は全部の返還を求めることがある。この場合において、能代市補助金等の交付に関する規則第１６条の２第１項の規定により、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年１０．９５％の割合で計算した加算金を納付しなければならない。　８　その他 |